

# 京浜ユニオン 第26回定期大会報告

2月10日（土）京浜ユニオンの定期大会が消費者生活センターで開催されました。大会は、委員長挨拶、来賓のご挨拶から進められました。委員長からは「安倍一強政治の下、憲法9条の改悪が想定されている。働く者が平和に安心して暮らせる社会を守るため、9条改悪の策動に反対して行こう！」と、そして、現在進行中の裁判闘争についての現状報告がありました。

来賓のあいさつでは、まず、JAL闘争団のIさんから「JALは東京オリンピックの公式スポンサーになっている。ILO、IOCを通して攻めて行ける。昨年から成田オペレーションセンターでのビラ配りをしている。地上の人達にも変化があり、ビラを受け取るようになってきた。社長が交替するこの時期に、3月には1000人規模の本社前大行動を計画している。」と協力を要請されました。

同じユニオン仲間、「お互いさま」委員長のSさんは「組合員は〇〇〇人迄行つたが、今、少し減つて来ている。他では、300人の壁とも言っているがなかなか増えない。また、現在の特徴は、無期雇用転換に向けて、各会社は雇い止め工作にかかっている。」と、情勢を話され、「勉強会、NPO法人としての展開、労働法の学習会等を行つてある。」事を報告されました。

私達が所属する南部全労協のF事務局長からは、労働法制の改悪について「裁量労働制の改悪は、その枠を大きく取り扱い、年収が少なくとも、非正規でも、最低賃金さえも下回つて構わない」という考え方で攻撃して来ている。全労協として取り組みを強化していくことと、沖縄の山城博治の判決日が3月24日にあること、3月9日には「沖縄」の上映会があることの報告がありました。

議案書討議では、活動報告の中で昨年争議になったKさん、Oさん、Mさんから、短く、闘い状況、感想、感謝の意等が述べられました。

総括議案は全会一致で承認され、今後の方針、年間スト権の確立も承認されました。

また、毎回裁判傍聴に足を運んで下さる「お互いさま」の仲間からも、一言づつ自己紹介とご挨拶を頂き盛り上がった大会となりました。

今回の大会の進行は、組合に入って間もないMさん、Kさんに最初の司会、議長をお願いしましたが、議事はスムースに運び無事に終了しました。御苦労さまでした。

尚、新役員の構成は裏面に掲載致します。



### 3月のスケジュール

- 3月 1日 (木) 例会 午後6:30 西蒲田  
3月 15日 (木) 運営委員会 6:30 西蒲田  
3月 12日 (月) 駅ビル 午後0:00 JR大森  
3月 25日 (日) 機関紙 午後1:00 西蒲田  
3月 26日 (月) 機関紙 午後1:00 デイベ  
3月 29日 (木) 学習会 午後6:30 西蒲田

### 4月のスケジュール

- 4月 12日 (木) 東日興運 午前 10:30  
横浜地裁川崎支部 3階

働く仲間の相談センター

# 京浜ユニオン

Eメール keihin\_yunion@wonder.ocn.ne.jp ホームページ <http://keihin3762.sakura.ne.jp/>

2018年  
3月1日  
NO.268

〒144-0051 東京都大田区西蒲田4-32-9  
振込口座 労働組合・京浜ユニオン  
電話番号 FAX 050-3410-69240  
京浜ユニオン

Eメール keihin\_yunion@wonder.ocn.ne.jp  
働く仲間の相談センター

Eメール keihin\_yunion@wonder.ocn.ne.jp ホームページ <http://keihin3762.sakura.ne.jp/>

## ペット保険の会社で退職勧奨和解

Mさんは2017年10月16日付けでペット保険の会社に、犬・猫のケガと病気の保険金の支払いの責任者として、採用されました。

しかし入社後1週間と言う、損保にしては異例の短い研修(通常1か月)が終わると、すぐに別室に呼ばれ、社長、副社長、部長の3人による退職勧奨をうけました。

すぐに、通勤途中にある京浜ユニオンに相談に行きました。組合はすぐに対応。会社に団体交渉申し入れました。

会社は、Mさんに管理職としての仕事ではなく、郵便物封入作業の一般業務を行わせ、用紙の一部が折れている等のクレームをつけるなど、虐めを繰り返してきました。あげくに3ヶ月の使用期間後には降格(課長から主任へ)と賃金カット、職場移動が提案されたため、本人の希望もあり、和解交渉で金銭解決。(退社)しました。

## 移動支援中の労災事故の補償を求めて

大田区のヘルパーステーションで移動支援の仕事をしているOさんは、支援中に発達傷害のあるお客さんから暴力を受け、全治2週間のケガを負わされた。傷は見かけ上は治ったものの半年たっても、負傷した右目の視力が1.2から0.7に低下。更に涙目、飛蚊症があり、後遺症の負担に苦労しています。

昨年2度の団体交渉と1回の大崎労政の斡旋団交がありました。会社の低額の金銭補償の回答では納得できていません。

現在、大崎労政の斡旋団交で解決を図るか、あるいは裁判に訴えるかの判断を迫られています。





# かわら版

2018年3月1日

## 3月のユニオン行動日程

- 3月9日（金） 映画「沖縄」第2部上映会  
時間 17時30分開場 18時開演  
場所 田町交通ビル6階・ホール 入場無料
- 3月12日（月） 宣伝駅ビル  
時間 12時～13時  
場所 JR大森駅東口
- 3月21日（水） さよなら原発全国集会  
時間 南部1000人委員会は13時渋谷ハチ公前集合  
場所 代々木公園
- 3月26日（月） JAL本社大包囲行動  
時間 18時30分～  
場所 天王洲アイルJAL本社前
- 3月28日（水） 香山リカさん講演会（オール大田）  
時間 18時～  
場所 アプリコ地下展示室 資料代500円
- 3月31日（土） 蒲田西口リレートーク  
時間 12時～15時  
場所 蒲田駅西口
- 3月31日（土） 福島原発被害者訴訟裁判報告 双相の会国分氏  
時間 17時30分～19時  
場所 大田区消費者センター

# 年金学習会第4回——年金の成り立ち

日本の公的年金制度は、国民年金、厚生年金、共済年金の3種類ですが、共済年金は国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済に分かれているので、全体として五つの制度で成り立っています。

年金制度のスタートは1875年に「海軍退隠令」で、今から143年前になります。この海軍の恩給制度を皮切りに、その翌年に「陸軍恩給令」、9年後に「官吏恩給令」が制定されました。国家の中核を担う職業軍人や高級官僚が優遇されました。

19世紀末～20世紀初頭には旧国有鉄道や国営企業の八幡製鉄所でも共済制度の中で年金給付が行われました。

やがて、これは資金面で余裕のあった民間大企業にも採用されていきます。しかし、労務管理を目的とするものなので、本工以外の労働者は制度から排除されたままでした。

このように日本の年金制度は下層労働者の老後の生活困窮を防止するためにできたものではなく、上層労働者を対象に恩恵的に給付されたものでした。

社会保障制度が上位の人々から形成されると既得権の擁護から下位の人々を排除する性格を持つようになります。その結果として制度が多数に分かれました。のちに教職員や警察官なども対象にして徐々に整備され、1923年に「恩給法」に統一されました。

他方、民間の年金制度の始まりは、遅れること65年、1940年の「船員保険法」です。

戦時体制下での船員の医療や労災保険も含む制度でした。

それから2年後の1942年、工場で働く男子労働者を対象とした「労働者年金保険法」が制定されました。これは、戦争が激しくなるにつれて、税金だけでは戦争遂行費用の調達が困難になつたので、国が年金制度を手っ取り早く戦費調達に利用しようとしたためといわれています。その後、1944年には適用範囲を男子事務員と女子労働者に拡大し、名称も「厚生年金保険法」に決められました。

(続く。松下)

# フジビ闘争和解で争議解決

2月21日荒川区のムーブ町屋ホールにてフジビ闘争支援共闘会議の第5回総会が開かれた。総会の場で、争議が和解になり、調印されたとの報告がありました。

2012年9月富士美術印刷の子会社フジ製版が破産し、全社員を解雇したことに端を発する「フジビ闘争」は2月20日に中央労働委員会による和解勧告を労使双方が受け入れ、5年5ヶ月に及ぶ闘いに終始符を打ちました。

フジ製版の破産は創業家田中一族による労働債権踏み倒し、労働組合の抵抗を封じ込めるために仕組まれた計画的な倒産でした。解雇された労働者はフジ製版のみならず、その背景資本の富士美術印刷に対し「親会社としての責任を取れ」と訴え、雇用保障を求める闘いをしました。

社前の抗議宣伝・座り込み・デモ・集会と大衆的な力の結集で親会社を包囲しました。こういった社前の行動は年間80回に及びました。

## 現場での大衆闘争に対し

富士美術印刷は「スラップ訴訟」など金に物を言わせて司法を通じた攻撃を仕掛けてきました。

スラップ訴訟は日本国憲法に保障された「団結権」「団体行動権」を否定し、労働組合の行動に対し個人にその責任をかぶせるという極めて不当な人権弾圧の恫喝訴訟です。

しかし、東京地裁はこれの一部を認める判決を下し、東京高裁もこれを支持しました。

組合側は2100通うを越える団体署名や日本労働弁護団による決議、労働法・憲法学・言論学など各分野の専門家による意見書、更には最高裁へ11回にも及ぶ要請行動を通じて、憲法違反の不当判決破棄に向けた取り組みを行いましたが、最高裁は8月22日に「上告棄却」「上告受理申立不受理」の門前払いの決定を下しました。

これは労働運動や市民運動を萎縮させ、憲法上の人権に制限を加える動きとして危機となります。

組合側はこうした攻撃に屈せず、大衆的な力、行政・議会にも訴え、地域に声を広め、団結と連帯で闘いぬきました。

こうした動きは海外のメディアも取り上げ、日本での親会社との闘いに勝利した韓国サンケン労組の仲間との国際連帯も広めました。

フジビ闘争は、倒産した子会社とその親会社という直接雇用関係の存

在しない中で展開された「親会社責任・直接雇用保障」を求める闘いで  
した。

これに対し、司法と東京労働委員会は何れも否定する判断を下しました。しかし組合側はあくまで富士美術印刷とフジ製版は一体の会社であると、中労委にその実態を訴えながら、現場闘争を継続しました。

中労委の和解勧告で、中労委が説得の為、本社に足を運び交渉する等、調査が糸余曲折で9回にもなりましたが、最後に社長が受け入れを表明することになりました。

都労委・司法で8回負けても、ねばり強くあきらめずに闘い抜きました。職場復帰はかないませんでしたが、その他条件を組合側は勝ち取り、スラップ訴訟の実行性を封じ込めた和解となりました。本当に良かった  
(松下)



# データー偽造の労働法案は廃案に

1月29日の安倍首相の国会答弁で「裁量労働制で働く方の労働時間の長さは一般労働者より短いというデーターがある」と厚労省の実態調査の資料が説明された

しかしその後、裁量労働法の改正案の根拠とされたこの基本データーのインチキが暴露された。政府が説明する働く時間が短くなるとの利点はデーター誤用でその根拠が怪しくなった。首相は2月14日発言を撤回。

例えば、一般労働者9449人中には1日23時間働いた人が9人。22時間～23時間が5人。20時間から22時間働いた人が9人もふくまれている。中には1日45時間労働の誤記まで含まれている。一方裁量労働者の方には「1日の労働時間が1時間以下」が25件あった。「4時間以下」が120件あった。

このような不自然なデーターが多く、意図的に裁量労働の方の労働時間が少ないようにみせている。どんな意図でだれの指示で作成したのか？

別の労働政策研究・研修機構の調査では、月平均一般186.7時間。裁量制月平均194.4時間となっており、裁量性の方が長い。

最近の世論調査では裁量労働制の拡大に反対する人が6割近くにのぼっている。

裁量労働制は、残業も含め事前に労使で労働時間と賃金を決める働き方だ。残業代は「低額」で働かせられるため、コスト抑制につながる。今回の対象拡大は経済界から要請されている規制緩和策だ。

全国過労死を考える会の寺西代表は、裁量労働制の対象拡大について「年収要件がなく、多くの若者が『定額働かせ放題』のターゲットになる。実際は裁量がない中で成果を求められ長時間労働をやらざるを得えない。拡大すれば死人が増える」と訴えている。

現行でも問題がでている。実際に働いた時間でみると賃金は割安になっている。残業代が固定されているので、長時間労働をさせられる。勤務時間の把握がむずかしく、労災認定がしにくい。

全産業の営業職は342万人。法案が改悪され適用されると多くの労働者が定額残業代で働かされることになる。廃案に追い込もう！

# 山城博治さんと一緒に、いま考えたい沖縄

## ー基地と羽田空港と私たちの暮らしー

山城博治さんの沖縄の闘いと、私たちが東京で反対している羽田空港飛行ルート変更・都心低空飛行をつなげて考える集会が170名の参加を得て終わりました。

山城さんはまず、「この島（沖縄）は、私たちのものです。安倍さん、あなたの島ではありません。」と述べ、「沖縄は有史以来、武器を持たず、交流で生きてきた。再び戦場にはしない。」ことを強調しました。

山城さんご自身が「明るくて、しなやかで、緩やかな」人であることにも感銘しました。

5ヶ月間の不当拘留中に受けた虐待についても、ユーモアを交えてお話しされました。「新聞は、僕たちの運動に関わる記事は切り抜いて渡される。酷いときには、枠だけの新聞になっている。最初の内はストレスが溜まったけれど、そのうち、何の切り抜きもされていない新聞がくると、『僕たちの記事が何もないのか！』とガッカリしたりね。切り抜きが多い方が勇気が湧くようになるんです。」山城さんの言葉のひとつひとつに、山城さんの魂を感じました。

「あきらめない」運動にもやり方があることを教えてくれました。その極意は、「激しくやるとつぶされる。だれかが突出してもいけない。機動隊が来たら逃げましょう。いなくなったら戻りましょう（笑）。」

「政府に物言いすることは、怖いことではないんです。それは、権利であり、当たり前のことなんです。」

沖縄の現状や名護市長選挙のことも詳細に話してくれました。日米地位協定や横田空域の話も問題になりました。

大田区議の奈須りえさんの羽田空港飛行ルート変更問題の具体的な問題提起もあり、2時間半があつという間に過ぎてしまいました。

最後に、リニア問題に関心がある大学1年生の若い方の話があったのもよかったです。

集会の締めは、山城さんの歌で盛り上りました。とっても素敵な、そしてとても温かい気持ちを戴いた集会でした。

## 労働と貧困(17年12月、18年1月)(出典は朝日新聞・東京新聞)

**3日** 引越しの「アートコーポレーション」が作業中に物品や建物が損傷した際、顧客に支払う賠償金の一部を従業員に負担させていた制度を10月に廃止していたことが判明。

**4日** 東証1部上場企業225社のうち125社が今年7月時点での時間外労働月80時間以上の労使協定を結んでいたことが判明。そのうち少なくとも41社が月100時間以上の協定。

**5日** 技能実習生として来日したが実習先から逃げ出した中国籍の男性が、不法に働いていた土木会社で日本人の社員に火を付けられ、大やけどを負ったなどとして慰謝料など計約9千万円の損害賠償を求め提訴の予定。

**12日** 厚労省によると民間企業で働く障害者の人数は今年6月1日時点で前年比4.5%増の49万5795人。雇用率1.97%で共に過去最多更新。

**13日** 法務省によると技能実習生として入国し、実習先の企業などからいなくなる外国人が今年は6月末までに3205人で半年間で初めて3千人を突破。年間では初の6千人台になる可能性が高い。

**15日** 有期契約の教職員を最長5年で雇い止めにする規則を定めている東京大学がこの規則を撤廃する方針を固めた。労組が撤廃を要求してた。

**15日** 厚労省によると2016年度の母子家庭の平均年収(同居家族分を含む)は348万円で前回11年度比57万円増。子どものいる全世帯平均の49.2%。正社員の母親の比率が4.8ポイント増の44.2%。

**20日** ホンダの子会社「ホンダカーズ千葉」の自動車販売店の男性店長が昨年12月に自殺したのは、長時間労働によるうつ病が原因として、千葉労働基準監督署が今年6月16日付で労災認定していたことがわかった。1月17日には裁判で和解成立。

**22日** 育休取得の手続き中に退職させられたとして、歯科衛生士の女性が地位確認と約800万円の損害賠償を求める訴訟で従業員としての地位を確認し、慰謝料200万円を含む約700万円の支払いを命じる判決。

**26日** 厚労省によると11月の有効求人倍率は前月比0.01ポイント増の1.56倍。総務省によると11月の完全失業率は前月比0.1ポイント減の2.7%。完全失業者数は前月比2万人減の185万人。

**26日** 厚労省東京労働局によると野村不動産が裁量労働制を社員に違

法に適用し残業代の一部を支払わなかつたとして全国4拠点に対し各地の労働基準監督署が是正勧告をした。

**2018年1月**

**12日** 厚労省によると昨年1月から7月までに65歳を過ぎてから新たに雇用、または再雇用された高齢者約65万人のうち70%が非正規。

**13日** 日赤医療センターが医師の残業時間を「過労死ライン」の2倍に当たる月200時間まで容認する労使協定を結んでいることが判明。

**13日** バスやタクシー、トラックの運転手が業務中に脳疾患に見舞われ、事故を起こしたケースが2009~16年の8年間で261件に上ること判明。

**16日** 経団連は春闘の経営側の指針となる「経営労働政策特別委員会報告」を発表。

**17日** 北里大学病院が違法な残業と労働時間の非把握で相模原労基署から労基法違反では正勧告や改善指導を受けていたことが判明。

**20日** 杏林大学医学部附属病院が労基署から36協定以上の残業と割増賃金の不十分さでは正勧告と改善指導を受けていたことが判明。

**22日** フィリピン人技能実習生が職場の暴力に耐えかねて労働組合に加入したところ、受け入れ窓口の監理団体「AHM協同組合」実習生を脱退させるよう求めたことが分かった。実習生にも労組加入の権利がある。

**24日** 日本介護クラフトユニオンによると昨年8月時点の組合員の賃金は昨年3月よりも平均で5000円弱上がったが政府方針の1万には未到達。

**26日** 厚労省によると日本で働く外国人の数は昨年10月末時点で127万8670人。前年比18.0%増

**30日** 都によると都内のインターネットカフェなどで平日に寝起きしている人は約4000人。失業や退職を機に住居を失った人が5割。

**30日** 厚労省によると2017年平均の有効求人倍率は前年比0.14ポイント増の1.50倍。総務省によると17年平均の完全失業率は前年比0.3ポイント減の2.8%。昨年12月の有効求人倍率は前月比で0.03ポイント増の1.59倍、完全失業率は前月比0.1増の2.8%。

**30日** 学生寮の警備員として仮眠も取れずに勤務したのに残業代が支払われなかつたとして、富士保安警備の元従業員2人が未払い賃金計1200万の支払いを求めた東京地裁の訴訟で制裁金にあたる「付加金」も含め計1200万円の支払いを同社に命じる判決が出た。